4　令別表第十一の二の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンは、パーフルオロシクロブタンとし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・一〇とする。

5　令別表第十一の二の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、トリフルオロメタンとし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇七〇とする。

6　令別表第十一の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、トリフルオロメタンとし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇五〇とする。

7　令別表第十一の二の項の下欄のへの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合　〇・〇二〇

二　半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合　〇・〇九〇

8　令別表第十一の二の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンは、パーフルオロメタンとし、同欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・七〇とする。

9　令別表第十一の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一　洗浄（令別表第十一の二の項の下欄のイからハまで及びトに規定する洗浄を除く。）の用途

二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

5　令別表第十一の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一　洗浄（令別表第十一の三の項の下欄に規定する洗浄を除く。）の用途

二　（略）

（特定排出者の事業活動に伴う六ふっ化硫黄の排出量の算定に係る係数等）

第八条　令別表第十二の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇一三とする。

2　令別表第十二の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合　〇・二〇

二　液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合　〇・六〇

3　令別表第十二の四の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇一〇とする。

4　令別表第十二の四の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器は、次の各号に掲げる粒子加速器とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる粒子加速器の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　大学その他の研究機関において用いる粒子加速器　〇・〇四五

二　産業用の粒子加速器　〇・〇七〇

三　医療用の粒子加速器　二・〇

四　発生する放射線の有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満である粒子加速器（前三号に掲げるものを除く。）　〇・〇七〇

（特定排出者の事業活動に伴う三ふっ化窒素の排出量の算定に係る係数等）

第八条の二　令別表第十三の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇二〇とする。

2　（略）

第十条　特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第二号を除く。以下この

（特定排出者の事業活動に伴う六ふっ化硫黄の排出量の算定に係る係数等）

第八条　令別表第十二の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一九とする。

（新設）

2　令別表第十二の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇二七とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇一〇とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・五〇とする。

（新設）

（特定排出者の事業活動に伴う三ふっ化窒素の排出量の算定に係る係数等）

第八条の二　令別表第十三の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一七とする。

2　（略）

第十条　特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第四項を除く。以下この条において同じ。）に定め